

# 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会後援名義使用に関する取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、いなべ市社会福祉協議会の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (承諾の基準)

第2条 会長は、後援名義を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）の内容が、次の各号のいずれにも該当すると認めるものについて、後援名義の使用を承諾することができる。

- (1) 公共の福祉の増進及び地域の発展に寄与すると会長が認めたもの
- (2) 公共性を有するもの
- (3) 主たる目的を営利としないもの
- (4) 特定の政党もしくは政治的団体または特定の宗教の活動でないもの
- (5) 事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの
- (6) 本会運営に支障をきたさないもの

## (使用の申請)

第3条 申請事業の主催者（以下「申請者」という。）は、事業開始の1ヶ月前までに、後援名義使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、申請者に対して、必要に応じ次に掲げる書類を提出させることができる。
  - (1) 定款、寄附行為、規約、沿革その他の申請者の概要が分かる書類
  - (2) 申請事業の実施要綱、募集要項その他の事業の内容が分かる書類
  - (3) その他会長が必要と認める書類
- 3 申請者のうち賞状の交付を受けようとするものは、その旨を申請書に記載しなければならない。
- 4 会長は、申請者に対して次に掲げる書類を提出させることができる。
  - (1) 申請者が作成した賞状または賞状の文案
  - (2) その他会長が必要と認める書類

# 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会後援名義使用に関する取扱要綱

## (使用の承諾)

第4条 会長は、申請書を受理したときは、第2条の規定に基づき内容を審査し、承諾または不承諾を決定し、後援名義使用承諾書（様式第2号）を申請者に送付するものとする。

## (変更の届出)

第5条 申請者は、申請事業に変更が生じた場合は、速やかに快調に申し出なければならない。

## (承諾期間)

第6条 後援名義の使用を承諾する期間は6ヶ月以内とする。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

## (免責事項)

第7条 会長は、申請者に対して申請事業にかかる物的または人的な支援（使用料の免除、職員の派遣等）は行わないものとする。ただし、本会が事務局を有する団体事業に関して、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 会長は、申請者及び第三者に対して、申請事業に係る損害賠償その他のいかなる責も負わない。

## (承諾の取り消し)

第8条 会長は、申請者が虚偽その他の不正な行為により後援名義使用の承諾を受けたとき、第5条に規定する変更の届出をしなかったとき、その他の不適当な行為があったと認めたときは、当該承諾を取り消すことができる。

## (報告書の提出)

第9条 申請者は、申請事業終了後1ヶ月以内に事業実施報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

# 社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会後援名義使用に関する取扱要綱

- 2 会長は、申請者が事業実施報告書を提出しない場合は、以後、当該申請者が実施する事業に対して後援名義の使用を承諾しないことができる。

(雑則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。